フロン類回収業者変更届出書の記入要領等

1 申請者欄

・個人にあっては、住所、氏名を記入し、登録印（実印）を押して下さい。
・法人にあっては、登記事項証明書にある本店の所在地、名称（商号）、代表者の職名及び氏名を記載し、代表者の登録印（実印）を押して下さい。

（個人例）
新宿区△△町一丁目２番地３号
新　宿　太　郎　印

（法人例）
新宿区○○町五丁目２番地３号
株式会社新宿自動車販売
代表取締役　環　境　太　郎　印

2 条文欄

・平成　　年　　月　　日付け第　　号で登録を受けた・・・
は、登録年月日及び登録番号（１１桁）を記入して下さい。

（例）
平成２１年７月１日付け第２０１３２００×△□◇号で登録を受けた・・

3 変更欄

・変更内容で、変更前を旧欄に変更後を新欄に記入して下さい。
・変更内容で、住所や所在地の変更の場合は必ず事業所等の名称を入れて下さい。
・変更の理由欄の変更月日は理由発生日を記入して下さい。
・変更の理由欄の変更事項は（　）の中の該当事項を○で囲んで下さい。

例

	新	旧
変更の内容	○○自動車㈱△△営業所	○○自動車㈱◇△営業所
変更の理由	変更年月日：平成１７年２月３日 変更事項：法律第５４条第１項第２号 （１氏名・名称・住所・代表者・２事業所の名称及び所在地 ・３役員・４法定代理人・５種類・６設備・７台数） （理由） 事業所の統廃合による営業所の名称変更	

4　変更事項が多数ある場合

変更事項が多数あり変更欄に書ききれない場合、別紙で一覧表を作成し、変更事項、変更内容（新・旧対比）、変更理由をまとめて記載して下さい。

5 届出先

○東京都新宿区西新宿２－８－１　都庁第二本庁舎９階（北側）
東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査係自動車ﾘｻｲｸﾙ担当 電話03-5388-3571(直)
○東京都立川市錦町４－６－３　立川合同庁舎　４階
東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査係　電話042-528-2693(直)
※八王子市又は町田市**内**で解体業を営む場合は、各市役所にお問合せください。
八王子市　：八王子市元本郷町３－２４－１（電話）042-620-7256
町田市　　：町田下小山田町３１６０　　（電話）042-797-7112

フロン類回収業者変更届出書の提出部数と添付書類

１ 変更届出の対象

登録した事項で下表の事項に変更があった場合は変更届出が必要になります。
（注：変更届出は変更事項があった日から３０日以内に行う必要があります。）

２ 提出部数

２部（正本(申請用)と副本(申請者控え・副本は正本の複写でも可)）

３ 登録通知書等の写しの添付

直近の「登録通知書」又は「登録予定番号通知書」か「登録変更通知書」及びその添付書類のを本届出書に添付して下さい。

４ 変更事項及び内容と必要添付書類

変更事項及び内容添付書類	添付書類
（申請者の住所等の変更） １号　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	変更後の申請者を確認できる書類 （法人の場合） ①登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ②印鑑証明書（印鑑の変更がある場合） ③誓約書（代表者の変更の場合） （個人の場合） ①住民票 ②印鑑証明書（印鑑の変更がある場合）
（事業所等の変更） ２号　事業所の名称及び所在地（複数事業所の場合はその数）	変更後の事業所に関する書類 ①所在地を確認できるいずれかの書類（廃止事業所については添付不要） ・ 公的機関等が発行したもので、所在地が確認できるもの ・ 土地の登記事項証明書 ・ 土地の賃貸借契約書の写し ② 新規開設等の事業所については、事業所ごとに下記５号、６号、７号に係る添付書類
（法人の役員等の変更） ３号　法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに順ずる者）	変更後の役員等が確認できる書類 ① 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ② 誓約書（新規の役員がいる場合）
（法定代理人の変更） ４号　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所	変更後の法定代理人の氏名及び住所が確認できる書類等 ① 住民票 ② 誓約書（法定代理人の氏名を記名）
（回収しようとするフロン類の種類の変更） ５号　回収しようとするフロン類の種類	変更に係るフロン類回収設備に関する書類 ①設備の所有権、使用権原を証するいずれかの書類の写し ・購入契約書、・納品書、・領収書、 ・購入証明書、・借用契約書、・共同使用規定書、 ・管理要領書 ②回収設備の能力を証するいずれかの書類の写し ・取扱説明書、・仕様書、・カタログ ※ 回収しようとするフロン類の種類が単に減ずる場合若しくはフロン類回収設備の台数が単に減する場合は添付書類は不要
（フロン類回収設備の種類及び能力の変更） ６号　フロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力 ※設備の能力のみ変更で、フロン類の種類の変更を伴わない場合は届出不要	
（フロン類回収設備の数の変更） ７号　フロン類回収設備の数 ※ ただしフロン類の種類の変更を伴わない場合は届出不要	

注　１　公的証明書等は発行後3ヶ月以内のものとします。「写し」でも結構です。
　　２　申請者が個人で外国籍の場合には、「外国人登録証明書」の提出をお願います。